

令和2年4月30日

保護者 様

喜多方市立豊川小学校長 遠藤 信恵

## 新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休業の延長について

惜春の候、皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、標記の件につきまして、県教育委員会の要請を受け、市教育委員会より臨時休業を延長する旨の通知が発令されました。

つきましては、下記の点について、保護者の皆様のご理解とご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1 臨時休業延長期間

令和2年5月7日（木）から5月31日（日）

※ ただし、休業期間内に知事から臨時休業要請解除があった場合は、解除後、1週間以内を目安として学校が再開されます。

#### 2 基本方針

感染の拡大を防止するため、お子様は原則としてご家庭で過ごすようお願いいたします。

#### 3 登校日について

次の5日間を登校日とし、3密とならない配慮を行いながら、学年ごとに児童の健康状態・学習状況等の確認や学習の計画指導・課題の配付等を行います。登校時間は通常通りです。登校前の検温をお願いいたします。

5月 7日（木）	弁当持参、12時下校
5月 8日（金）	弁当持参、12時下校
5月13日（水）	10時30分下校
5月20日（水）	10時30分下校
5月27日（水）	10時30分下校

※ 登校日に体調がよくないなど児童の登校が無理な場合は、追加課題等を保護者の方が受け取りにご来校くださいますようお願いいたします。

#### 4 ご家庭へのお願い

- (1) 引き続きお子様の検温を日常的に実施・記録するとともに、健康状態のきめ細かな観察をお願いいたします。次のような症状がある場合は、「会津保健所（帰国者・接触者相談センター）0120-567-747」または「市保健課 24-5223」に相談し、指示に従うとともに学校へ連絡をお願いいたします。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）</li><li>2 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合</li><li>3 基礎疾患のある児童の場合は、1 及び 2 の状態が 2 日程度続く場合</li></ol> |
|---|

- (2) 臨時休業の期間は、可能な限り学校生活に準じた生活が送れるよう、引き続き「臨時休業中の学習・生活計画表」を使用します。毎日の確認や励ましをよろしくお願いいたします。学校からの課題以外にも、臨時休業における子ども達の学習支援として公的機関が作成した学習や運動に関する教材を本校ホームページに掲載していますのでご活用ください。
- (3) 基本的に自宅で過ごすとともに、休日であっても極力、不要不急の外出を避け、特に不特定多数の人が集まる場所への外出は慎むようご指導ください。
- (4) 外出の際は可能な限りマスクを着用し、帰宅後のうがい・手洗いを徹底させてください。
- (5) 免疫力を高めるため、十分な睡眠と適度な運動、バランスのとれた食事に配慮してください。
- (6) 3つの密（密閉空間・密集場所・密接場面）が重ならない生活に心がけるようご指導ください。

## 5 その他

- (1) 臨時休業の延長に伴い、児童クラブに未登録児童で、保護者の勤務事情等により家庭や親せき宅等で過ごすことができない児童（原則1～4年生、特別支援学級在籍児童）の受け入れを引き続き実施します。受け入れの文書については、30日と5月1日に児童クラブを利用している児童には、児童クラブから配付します。提出期限が1日の朝となっておりますので、至急ご確認ください。それ以外の児童には、5月7日に配付します。提出日が8日の朝までとなっておりますのでご協力をお願いいたします。
- (2) 学校再開等につきましては、ホームページやメール等で改めてお知らせいたします。
- (3) ご不明な点やご心配な点等がありましたら、遠慮なく学校へご連絡くださるようお願いいたします。